次期東京都障害者・障害児施策推進計画の主なポイント

第１　障害（児）福祉計画における基本的事項

主なポイント
○　新規法令等を踏まえ、記載を充実
○　関連計画との整合を図るため、記載を調整

第２　目標達成のための施策と取組

【Ⅰ　共生社会実現に向けた取組の推進（施策目標Ⅰ）】

主なポイント
○　障害者情報コミュニケーション条例の施行を踏まえ、記載を充実
○　「手話に関する施策の推進に関する法律」を踏まえ、記載を充実
○　「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や全国障害者芸術・文化祭の開催を踏まえ、記載を充実

【Ⅱ　地域における自立生活を支える仕組みづくり（施策目標Ⅱ）】

主なポイント
○　重度障害者への支援に関する記載を充実
○　施設入所者への意向確認支援に関する記載を追加
○　高次脳機能障害者支援法の施行を踏まえ、記載を充実
○　医療的ケア児支援法の改正を踏まえ、記載を充実
○　国指針を踏まえ、強度行動障害児に関する記載を追加

【Ⅲ　社会で生きる力を高める支援の充実（施策目標Ⅲ）】

主なポイント
○　国指針を踏まえ、児童発達支援センターの中核的機能等に関する記載を充実
○　医療的ケア児支援法の改正を踏まえ、記載を充実

【Ⅳ　いきいきと働ける社会の実現（施策目標Ⅳ）】

主なポイント
○　就労選択支援に関する記載を充実

【Ⅴ　サービスを担う人材の養成・確保及び当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上（施策目標Ⅴ）】

主なポイント
○　国指針を踏まえ、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上に関する記載を新設
○　医療的ケア児支援法の改正を踏まえ、記載を追加

